

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 文書局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第104号

北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第30条第1項の規定による報告（以下「報告」という。）は、電子情報処理組織（同項の規定により報告をしなければならない者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、当該電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により書面による報告を行う場合において、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により報告を行ったときにおける特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告を行うまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

3 報告は、代理人によって行うことができる。
(知事への委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、報告に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の廃止)
- 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）は、廃止する。
(経過措置)
- 前項の規定による廃止前の北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（以下「旧規則」という。）の規定は、この規則の施行の際現に旧規則別表の第2欄に掲げる管理対象期間の始期が到来している当該管理対象期間に係る漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第17条第3項の規定による報告については、なおその効力を有する。

目 次

規 則

○北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則…………… (漁業管理課) 53

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (産業人材課) 54

○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課) 54

○土地改良事業の工事の完了の届出…………… (農業施設管理課) 54

○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 54

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 54

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 55

○森林法による通知に代える公示…………… (治山課) 55

○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 55

○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 55

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 59

○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (維持管理防災課) 60

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (維持管理防災課) 60

○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課) 61

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 62

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 62

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 64

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 64

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 65

規 則

北海道特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。
令和2年12月15日

告 示

北海道告示第777号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ等 一式
- | | |
|-----------------|-----|
| (1) パーソナルコンピュータ | |
| ア デスクトップ型 | 16台 |
| イ ノート型 | 19台 |
| (2) 液晶ディスプレイ | 16台 |
| (3) 外付けハードディスク | 2台 |
| (4) 外付けDVDドライブ | 1台 |
| (5) アプリケーション | |
| ア デスクトップ統合 | 35式 |
| イ バックアップソフト | 35式 |
| ウ 3DCAD | 9式 |
| エ NCデータ入力ソフト | 3式 |
| オ NCデータ作成ソフト | 16式 |
| カ CAMソフト | 1式 |
- 2 落札を決定した日
令和2年12月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- | | |
|--------|------------------|
| (1) 氏名 | 株式会社大塚商会 |
| (2) 住所 | 東京都千代田区飯田橋2-18-4 |
- 4 落札金額
14,080,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年11月10日付け北海道告示第686号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | 北海道経済部労働政策局産業人材課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |

北海道告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年12月7日、ながぬま土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、由仁土地改良区を行う土地改良（川端地区（災害復旧〔農業用施設〕））事業の工事を令和2年11月30日に完了した旨の届出があった。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字入舸町字番屋ノ沢614（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- | |
|--|
| ア 主伐は、択伐による。 |
| イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 |
| ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第781号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び下川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
幕別町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を留萌市役所の掲示場に掲示した。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年北海道告示第731号

- 2 所在が不明な者 加藤 騰

北海道告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道八雲今金線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	瀬棚郡今金町字田代11番2地先から 同郡今金町字今金296番13地先まで	令和2.12.15
道道根室半島線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	根室市豊里96番1地先から 同市豊里81番1地先まで	同

北海道告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上里3の沢川（Ⅱ-71-0490）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字上里（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上里4の沢川（Ⅱ-71-0500）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字上里（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仙道歩道の沢川（Ⅱ-71-0510）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 網走郡津別町字上里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上里 8 の沢川（Ⅱ-71-0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字上里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美都 2 の沢川（Ⅱ-71-0530）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字美都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美都 1 の沢川（Ⅱ-71-0540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字美都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美都 1 号沢川（Ⅱ-71-0560）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字美都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美都 2 号沢川（Ⅰ-71-0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字美都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
美都 3 号沢川（Ⅱ-71-0580）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字美都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
共和の沢川一号川（Ⅱ-71-0590）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字共和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
共和の沢川（Ⅱ-71-0600）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字共和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恩根 1 の沢川（Ⅱ-71-0620）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字恩根（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大昭沢川（Ⅱ-71-0660）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字大昭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
木樋下の沢川（Ⅱ-71-0700）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字木樋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

<p>雄鹿の沢川（Ⅱ-71-0710）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字沼沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 148の沢川（Ⅱ-71-0720）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字沼沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 四季の沢川（Ⅱ-71-0730）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字沼沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石川の沢川（Ⅱ-71-0740）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字双葉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カッコウの沢川（Ⅱ-71-0770）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山鳥の沢川（Ⅱ-71-0780）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タッコブ左の沢川（Ⅱ-71-0790）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ドードロマップ沢川（Ⅱ-71-0800）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 最上の沢川（Ⅱ-71-0810）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 共和(1)（7-5-383）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上、字共和、字達美（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本岐(1)（7-6-384）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字沼沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 沼沢(1)（7-7-385）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字沼沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

- 地滑り
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沼沢(2) (7-8-386)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字沼沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
木樋(2) (7-9-387)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字木樋、字二又 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本岐(2) (7-29-491)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字本岐 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
102の沢2 ((4)-7-544-544-3002)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字最上 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
141の沢 ((4)-7-544-544-3012)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字最上 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
147の沢 ((4)-7-544-544-3014)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走郡津別町字沼沢 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
信砂 (5-9-275)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町信砂、舎熊 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
湯の沢(1) (5-12-278)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町湯の沢、暑寒沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
湯の沢(2) (5-13-279)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町湯の沢、暑寒沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
暑寒沢(2) (5-16-282)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町暑寒沢、別荊 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
九線沢川 (II-41-0140)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字豊里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
パンケ十五線川 (II-41-0180)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中央一の沢川（Ⅱ-41-0190）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中央二の沢川（Ⅱ-41-0200）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備えて置いて縦覧に供する。）

北海道告示第786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
津別木樋1（Ⅰ-7-57-2551）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡津別町字木樋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
津別本岐（Ⅱ-7-69-1916）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
津別木樋2（Ⅱ-7-70-1917）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡津別町字二又（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小沼沢川3の沢川（Ⅱ-71-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡津別町字東岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東美都沢川（Ⅱ-71-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡津別町字豊永（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恩根沢川（Ⅱ-71-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走郡津別町字恩根（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 双葉の沢川（Ⅱ-71-0640）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字双葉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三十番の沢川（Ⅱ-71-0670）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字木樋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木樋上の沢川（Ⅱ-71-0690）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字木樋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 津別美都（Ⅰ-7-155-2633）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字美都（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>興部宮下町2（Ⅲ-7-62-698）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡興部町字興部（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 十二線沢川（Ⅱ-41-0170）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字豊里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第787号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。 令和2年12月15日 北海道知事 鈴木直道</p> <p>1 土砂災害警戒区域の箇所番号 中央一の沢川（Ⅱ-41-0190）</p> <p>2 土砂災害警戒区域の表示 上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）</p> <p>3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第788号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別</p>
--	--

警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
九線沢川（Ⅱ-41-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
パンケ十五線川（Ⅱ-41-0180）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
十二線沢川（Ⅱ-41-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中央二の沢川（Ⅱ-41-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 2 釧路圏都市計画区域区分に係る事項
 - (1) 都市計画の種類 区域区分
 - (2) 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
釧路市愛国の一部
釧路市昭和の一部
釧路市白樺台7丁目の一部
釧路市益浦4丁目の一部
釧路市昭和中央1丁目の一部
釧路町中央8丁目の一部
釧路町柏東6丁目の一部
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
釧路市鳥取北10丁目の一部
釧路市白樺台7丁目の一部
釧路市益浦4丁目の一部
釧路市昭和中央1丁目の一部
釧路町中央8丁目の一部
 - ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域
該当なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 3 釧路圏都市計画臨港地区に係る事項
 - (1) 都市計画の種類 臨港地区

- (2) 都市計画を定めた土地の区域
 ア 追加する土地の区域
 なし
 イ 除外する土地の区域
 釧路市浪花町3丁目の一部
 幸町3丁目の一部
 南浜町の一部
 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 4 釧路圏都市計画下水道に係る事項
 (1) 都市計画の種類 下水道
 (2) 都市計画を定めた土地の区域
 ア 名称 釧路公共下水道
 イ 排水区域 総括図表示のとおり
 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第34号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年12月15日

北海道立衛生研究所長 竹内 徳 男

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和2年12月15日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生研究所ほかで使用する電力の需給契約
 (2) 資 格 北海道立衛生研究所ほかで使用する電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が500kW以上の電力供給実績があること。
 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年12月15日(火)から令和3年1月12日(火)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
 なお、北海道立衛生研究所のホームページ(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>)においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
 (2) 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
 (3) 電話番号 011-747-2709

北海道立衛生研究所告示第35号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月15日

北海道立衛生研究所長 竹内 徳 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道立衛生研究所ほかで使用する電力
高圧電力（一般）

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 730kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 3,193,600kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 北海道立衛生研究所

イ 北海道原子力環境センター札幌分室

ウ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場

エ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 本館

オ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 南館

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道立衛生研究所告示第34号に規定する北海道立衛生研究所ほかで使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所会議室（送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ）

(2) 入札日時 令和3年1月28日（木）午前10時（送付による場合は、同月27日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総金額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

ウ 電話番号 011-747-2709

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido institute of Public Health Contract type : High voltage power (standard)

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 730kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 3,193,600kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 28, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 27, 2021)

C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan

Phone : 011-747-2709

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第92号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年12月15日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ等 一式 9台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エスイーシー
(2) 住 所 函館市末広町22番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
2,733,060円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第93号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年12月15日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
タブレット端末（A地区）一式 37台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エスイーシー
(2) 住 所 函館市末広町22番1号
- 4 随意契約に係る契約金額

2,847,680円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第94号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月15日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレット端末（B地区）一式 40台分
- 2 落札を決定した日
令和2年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エスイーシー
(2) 住 所 函館市末広町22番1号
- 4 落札金額
2,142,540円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年11月4日付け北海道教育庁渡島教育局告示第85号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第553号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月15日

北海道警察本部長 小島裕史

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和2年12月15日に一般競争入札の公告を行う警察本部庁舎で使用する電力の需給契約
- (2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 契約の開始日から送電することが可能であること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2304

北海道警察本部告示第554号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月15日

北海道警察本部長 小島裕史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 警察本部庁舎で使用する電力
 - ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,500kW
 - イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 7,362,336kW
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び電力需給仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道警察本部告示第553号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和3年2月4日(木)午後1時30分(送付による場合は、
同月3日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2304

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity for Hokkaido Prefectural Police Headquarters

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,500 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 7,362,336 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2021)

C Contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2304